

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
○ 道路の区域変更（3 件）【建設局総務部管理課】	2 2 7 2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の解除【環境局環境監視部環境保全課】	2 2 7 5

北九州市告示第 3 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 8 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 2	北九州小竹線	前	北九州市八幡東区豊町 1 7 5 4 番 5 地先から 北九州市八幡東区豊町 1 7 6 8 番 5 地先まで	12. 0 ↷ 13. 9	33. 9
		後	北九州市八幡東区豊町 1 7 5 4 番 5 地先から 北九州市八幡東区豊町 1 7 6 8 番 5 まで	13. 2 ↷ 17. 2	

北九州市告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年8月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
62	北九州 小竹線	前	北九州市八幡東区豊町1 983番9地先から 北九州市八幡東区豊町1 873番28地先まで	6.0 ↘ 11.0	403.5
		後	北九州市八幡東区豊町1 983番9地先から 北九州市八幡東区豊町1 873番28まで	9.6 ↘ 22.3	403.5

北九州市告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年8月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5050	湯川湯川新町1号線	前	北九州市小倉南区湯川新町二丁目627番6地先から 北九州市小倉南区湯川新町二丁目625番1まで	9.7 〜 11.0	18.1
		後	北九州市小倉南区湯川新町二丁目627番6地先から 北九州市小倉南区湯川新町二丁目625番2まで	9.7 〜 11.3	20.7

北九州市告示第 3 1 9 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の全部について同条第 1 項の指定を解除する。

なお、土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 5 8 条第 7 項に基づき、当該形質変更時要届出区域に係る帳簿及び図面を同法第 1 5 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域の台帳から消除する。

平成 2 4 年 8 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域の所在地
北九州市小倉南区葛原高松一丁目 7 6 7 番 3 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称
水銀及びその化合物